

第一回國會 労働委員会 議録 第十五号

昭和二十二年九月二十三日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 加藤 勘十君

委員 井井民之助君 山田 榮二君

委員 川崎 秀二君 田中 稔男君

委員 相馬 助治君 菊川 忠雄君

委員 荒畑 勝三君 田中 稔男君

委員 島上善五郎君 前田 種男君

委員 館 俊三君 尾崎 末吉君

委員 山花 秀雄君 栗山長次郎君

委員 倉石 忠雄君 河野 金昇君

委員 村上 勇君 網島 正興君

委員 出席國務大臣 米窪 滿亮君

委員 出席政府委員 労働事務官 上山 顯君

委員 委員外の出席者 専門調査員 濱口金一郎君

九月二十日

國部町の官公吏に勤務地手當の地域給を支給の請願(奥村竹三君紹介)(第六三五號)

の審査を本委員会に付託された。

本日開議に付した事件

失業手當法案内閣提出(第五二號)

失業保険法案内閣提出(第五三號)

決算委員会労働委員会連合審査會開會に關する件

○加藤委員長 これより會議を開きます。

前會に引續いて、質疑並びに意見の開陳を續行いたします。倉石忠雄君。

○倉石委員 労働大臣にお尋ねいたし

たいのでありますが、労働大臣は、先日の片山總理大臣と同じように、しばしば労働問題については、配置轉換といふことを口にされるのであります。が、この配置轉換について、政府當局は具體的にどういう考えをもつておられるかといふことを、まず最初に承りたいと思ひます。

○米窪國務大臣 失業對策の具體的なわれわれの考え方が、まず第一に考へられることは、就職の機会を政府の機關を通じて、今日以上にこれを増大するといふことが、失業對策の第一の段階における政府の施策ではないかといふぐあいにおもひます。そこで、それではもつと具體的にどういふぐあいにしたらいいかと言ふ、やはり公共事業に失業者を吸収するとか、あるいは輸出産業の振興、そういうような新しい事業を國家の事業として、あるいは國家が民間に奨励して、そういう事業を興すことによつて失業者を吸収する。そして次の段階に來るものが、いわゆる産業の合理化、企業合理化、企業の整備といふことに伴つて起つてくる問題を處理する對策でございます。労働の配置轉換、すなわちある部門においては非常に労働者が過剰であるけれども、他の部門においては、むしろ必要である、こういう部門が起り得るであらう。これは一つの企業内においても起り得るし、一つの企業内において起らない場合には、他の企業との關係において起り得る。こういう點で企業内における労働の配置轉換できるときに

は、その企業内においてやる。それができないときには、類似の企業において労働の配置轉換をやる。そうして豫備的な知識、訓練を必要とする場合に、これは、職業補導所においてやりたい、こういう考え方をもちております。

○倉石委員 しかば私はお尋ねいたしたいのでありますが、先日の本委員會で、日本の重要な産業の九百三十七というおまな工場が賠償工場に指定されて、その賠償工場に指定された大部分が、この間申し上げたように、實際の經營面を内部から見ると、みんな手をあげておる。それに對してむだと言へば誤謬があるかもしれませんが、いわゆる經營的に見て非常にむだな資金を、政府は金融業者を通じて融通せしめておるといふのが今日の實情であります。そしてこれらはまたどの程度に復舊していか、どの程度の仕事を許していかといふことがはつきりしておらないのであります。先日の本委員會において安定本部長官から、日本の産業水準がほぼ連合國によつてきめられたようなお話がありました。その後は詳しく調べてみますと、しつかりした日本の産業水準、たとえば化學工業部門における硫酸はどのくらいつくつてもいい、苛性ソーダはどのくらいつくつてもいいといふような、具體的なことについては、まだはつきりしておらない。そういう重大なる日本の産業に對するわがきまつておらないのに、日本の産業の再編成はでき得ないと思ふ。だからして私はこの間からして、賠償の未確定が日本産業の復興せざるを得ないと言つておるのであります。が、そういうときにその不確定なる日本の産業に對して、配置轉換を考へられるといふことは、もちろんこれは理想であり、必要なことでありますけれども、きつめて困難なことだと思ひます。そこで政府にお尋ねいたしたいことは、この日本の未確定な産業にいつごろになつたらはつきりした見通しをつけ得るかどうか。私はこれが確定しておらなかつたら諸般の計畫は立ち得ないと思ふ。現にいわゆる經濟白書によりまして、政府は日本の今日の産業面においては、資金、資材の面において非常にチグハグになつてゐることを明確に書いておられるのは、今私が申したようなことを裏面から説明されてゐると思ふのであります。こういうときに配置轉換などといふことを抽象的に言われても、私はおそらく政府に具體案がないのだと思ふ。そういう具體案のないときに、必要やむべからずして企業整備、産業の整備といふことは、これはやらなければならぬことである。そこで必然的にいわゆる産業の合理化を行いましたならば、失業問題は非常に大きな問題としてここにクローズ・アップしてくることになるのであります。何かそこに案がなくて、私はどういふ失業手當、失業保險法というやうなものだけでは、遠からず起してくる失業大衆に向つて救済の手を伸べることはできないと思ふ。日本の産業についてもう少し具體的な案が政府にあつてしかるべきだと思ふのであります。が、いかがでありましようか。

○米窪國務大臣 日本の現在が、いわゆる管理されておらない日本であらば、當然倉石さんのお尋ねのやうな案が立て得る。しかし遺憾ながら今日日本は連合國によつて管理されてゐる。しかもアンチトラスト法、あるいは經濟力集中排除法と並んで、日本の産業の規格を決定するいわゆる賠償物資の撤去といふ問題が、まだ連合國によつて根本的な方針がきまらないこと、これは、この間經濟安定本部の總務長官が答へた通りであります。すなわち第一次から第三次にわたるボーレー案もまだ決定的なものではない。それからまたストライキの案も、非公式の問題であると極東委員會は發表してゐる。そういうぐあいに向うの案がきまらない。おそらくこれは議和會議の直前くらい、あをいは對日講和會議において決定するのではないかと思ふ。もちろんその間に中間撤去の問題はきまつてゐる。しかしこれをもちつて全段を推すことはできないと考へております。私は最初のボーレー案が緩和される傾向にあるといふことは信じて疑わない。どうぞ速記を止めてください。

○加藤委員長 それではちよつと速記を止めて……

(速記中止)

○米窪國務大臣 そういうわけで、私としては、そういう方針がだん／＼と

第一類第八号 労働委員会議録 第十五号 昭和二十二年九月二十三日

九一

(89)

きまつていけば、わが國のいわゆる企業と企業との間における勞務の配置轉換の目標がつけ得ると思ひます。従つて今日の勞務の配置轉換というものは、一つの企業内において、その企業内におけるある一つの部門においては勞働力が過剰である、しかし他の部門ではむしろ足りないという、そういうことはあり得ると思ひます。もちろんこれはアンチ・トラスト法や、あるいは經濟力集中排除にかからないということを前提とするのでありますが、そういう場合においても私は勞務の配置轉換の餘地がある。勞務の配置轉換というものは、最初からそれをもち出して、それをもつて國が計畫を立てるのでなしに、いわゆる企業の再建整備の行われたその對策だ、こういうぐあいに御承知をお願いしたい。しからばどういう程度に企業の再建整備をやるかというところについては、目下經濟安定本部でその方針を考案中であります。

○倉石委員 現内閣の主流をなしておられる社會黨御出身の閣僚諸君は、勞働運動に對しては非常な御經驗をおもちであつて、そういう方面の大家であられる方が多いのでありますが、現下の勞働問題、あるいは失業問題は、特に産業政策と密接不可分の關係があるのであります。これを度外視しては考えられないのであります。すなわち日本産業の實體を把握しておられなかつたならば、今日の失業問題を論ずることは不可能であります。申すまでもなく、およそ經濟には生産と流通と分配の面がありますが、分配の面を重しとするのみであつて、生産と流通の知識をもたなかつたならば、今日の産業というものは私は考えることは無理だ

と思ひます。この間委員の松本君が申し上げたように、今日の日本の産業で、われ／＼が最も重視しなければならぬことは増産であります。この生産の増強にわれ／＼は重點をおいて考えなければならぬのでありますけれども、遺憾ながら現内閣のおやりになつておる經濟政策を見れば、増産どころではなかり、あつちやうり方では生産の減退を來していくおそれが多分にあると思ひますのであります。この間私が米窪労働大臣のかつてお書きになつたものを讀み上げた中にもありますし、片山總理大臣のお話の中にもありますけれども、しきりに計畫經濟ということを唱えておいでになります。

この計畫經濟は現在の經濟安定本部に編入しておられて、戦時中企業院に立てこもつて、いわゆる革新官僚という諸君がおやりになつたあの統制經濟と少しも變つておられない。先般閣僚の御質問に答えて片山總理大臣は、現内閣のやうな計として計畫經濟は、決していわゆる官僚統制經濟ではないの、だ、民主的な計畫經濟であるというやうなことを言われましてけれども、それにさういふ美しい題目を並べられるだけであつて、どんな人間にやらしても、やはり自由競争のない統制というもの、それはそれが役人であるといふにかかわらず、官僚式になつてしまふといふことは、申すまでもなく、世間の實例がこれをよく表示しておるのであります。たとへば米の配給所に行つても、労働大臣のごときは御自分で米の配給所にはおいでにならないのでありますし、われ／＼のやうな大衆は、たまには配給所に米をとりに行くやうなことがある。結局米屋の小僧がやつ

ておるやうな配給の方法を見ても、これは立派な官僚統制である。そして張りくさつておつて、從來ならば、お得意さんに對する業者の態度であつたのが、結局競争のないあの統制配給のやり方になると、あのやうないわゆる官僚式になる。魚屋の配給でもさうであります。そこで私は自由競争を伴はざる統制經濟というものは、どうしても官僚統制になる。戦時中における電力の國家管理などを見てもさうであります。電力を國家管理に移すときには、當時の政府は豊富低廉なる電力を供給するのが目的であると言われまして、現在日發によつて統制されておる電力の供給状態はどうであるか、およそ統制經濟の結果というものは、この電力の國家管理のごときものを見てよくわかるのであります。私はこ

で一日も早く、日本の産業というものは、先般閣僚になつておりますやうに、弱體産業を整理して、こゝで日本の企業整備を完遂して、ほんとうに必要欠くべからざるものだけは統制を残しておくけれども、經濟といふものはできるだけ早く自由なる常道にもどすことが理想だと思ひます。ここで私が思ひ出すことは、米窪労働大臣の言われましたやうに企業整備に當つては、勤務階級ごとの犠牲によつてこれを行うことなく、もろろん企業家も一段の努力を必要とするのであります。その點は労働大臣のおつしやる通りであります。しかしながら、私は現下日本の産業状況においては、これは好むと好まざるにかかわらず、私ども企業に多少關係をもつておる者から見ますと、だん／＼今日のやうな状態になつてまいりますと今後日本の産業は

行き詰らざるを得ないことになると思ふ。私は本年の暮ごろになつたならば、ただでもいから、どうか食わせただけ食わしてくれ、さうして働く仕事を與えてくれというやうな状態にならざるを得ないと思ふ。これはすでに今日の日本の弱體なる企業がぼつ／＼没落していくところを見ると、はつきりさういふ状態が現出するであらうというところが豫想されるのであります。殊に私は、さういふやうな日本の全體の經濟の狀態が、たび／＼問題になつておるやうに非常に弱體化してきておる。そこにもつてきて、いわゆる自由貿易が再開されて、だん／＼外國との自由競争をしなければならぬやうな状態になつてくるというときにおいては、私どもはこれを對抗していくために、どうしても生産コストを引下げなければならぬ。そこにおいては大きな問題になつてくるのは、やはり労働力の問題、労働賃金の問題であります。そこで私はこの失業保險というやうなものは、もちろんやらなければならぬ。かくのごとき社會保障制度なるものは、できれば國家がこれをせむ全面的に實行していかなければならぬのでありますけれども、今日のやうな時代においては、日本の國の現在の經濟力においては、失業保險制度を今遠やかに行くべきときであるかどうかというところについては、よほど疑問があると思ふ。政府はこの失業保險制度なるものを、どうしても今すぐにはやらなければならぬと考へておられるか。

私どもはさういふことについて、時期が少し早いのではないかと、疑問をもつておりますけれども、労働大臣はいかやうにお考えでありますか。

○米窪國務大臣 もしも今までの内閣において、少くとも一年前にこの生産増強經濟再建が實現するやうな政策をとつておられたならば、今日われ／＼が當面しておるやうな困難は、もつともつと輕くなつたのではないかと。これははなはだぐちですが、さう思ひます。また統制經濟のことを盛んに言われたのであります。今日のやうに物資の非常に少く、いわゆる供給と需要とのアン・バランスの上においては、國民の毎日の生活に必要である物は、どうしても統制しなければならぬといふことは、私が言わねどもおわかりのことと思ひます。さういふことから考へてきまして、今日生産力が起らぬ。昭和五年、六年の生産力のわずかに四割五分、昭和九年、十一年の生産力のわずかに三分の一という今日において、労働者、すなわち労働に多い場合において、さういふ者が非常に多い場合において、これらの人の生活必需品といふものが、どうしても需要にミートするほど出てこないという場合においては、これはやはり失業保險、失業手当というものが最後の失業對策であるけれども、しかしさればといつて失業對策といふものはやらなくてはならないといふことの理窟は立たない。もちろんその前提は就職の機會を増大することである。それからいわゆる職業輔導によつて、比較的労働力の需要の多い方面へ再訓練をするための勞務配置の轉換、さういふことも必要であるが、なおかつ食えないものは、生活保護法といふやうないわゆる救貧制度でなしに、社會保障制度として各國でこれをやつており、また日本でも從來長い間研究しておつたところの失業保險ある

研究しておつたところの失業保險ある

いは失業手当というものをやること
が、私は少くとも今日の経済情勢にお
いては、決して妥當ではないという結
論は生れないというぐあいに考えてお
ります。

○倉石委員 本案のような制度はこれ
を雇用しようと思えば、相當雇用し得
る餘地が多分にあると思うのでありま
す。第一に失業保険法の第二十一條の
受給資格のことではありますが、先日も
政府委員から第二十一條のことについ
て御説明があつたのであります。が、
「受給資格者が、公共職業安定所の紹
介する職業に就くこと又はその指示し
た職業の補導を受けることを拒んだと
きは、」本案によりますと、その職
業が本人の能力から見て不適當と認め
られるときは給付されるということに
なつておりますが、これはやはり現在
の日本のように、誰も一ぱいに働かな
ければならないというときであります
からして、これを本人の能力から見
てその職業に耐えられないときとか、あ
るいは耐え得ない認められるときと
いうふうな程度にするのが妥當ではな
いかと思うのであります。いかがで
ありますか。

○米澤國務大臣 失業保険あるいは失
業手当というものは、決して階級を養
成するといふ結果にならないという
ことを、政府は非常によく考へてお
る。従つて給付のごときものを、いわ
ゆる日額標準報酬の百分の六十とい
うところに平均をとつておるといわけ
で、もちろんそれだけでは生活ができ
ない。従つてこれは決して失業者の生
活を全面的にカバーしようといふ趣旨
ではないといふことを、まず第一に御
諒承願いたい。御指摘の第二十一條にお

いては一應は第一項において、職業紹
介所が指示した職業の補導を拒んだと
きにおいては、その拒んだ日から起算し
て一箇月間は被保険者の資格を失うと
いうことで、一應そこで一つの制約條
項をきめまして、但しその拒んだ理由の
内容としては、實は英語で言いますと
インテラブル、非常に耐えられないと
いうのと、アンスタブル、不適當、い
づれをとるべきかということと相當の
意見があつた。しかしインテラブル
ということとは、その範圍が非常に解
釋のしようによつてはむずかしいのであ
りまして、まずアンスタブル、不適
當という表現を用いた方がよくはない
かという説に失業保険起草委員會で意
見がまとまつた。そうしてこれを閣議
において決定して關係筋の了解を得

た。しかればこのアンスタブル、す
なわち不適當だといふ意味はどうであ
るかといふと、前の職業の通りでなけ
ればアンスタブル、不適當だ、こう
はわれ／＼は考へておらない。これは
やはり政令でやるつもりですが、どれ
が不適當であるか、どの程度が不適當
であるかといふことについては、相當
われ／＼政令で研究して、そうして倉
石さんの御心配になるようなことにな
いようにしたいと考へております。

○倉石委員 もう一つお伺ひいたしま
すが、現在日本の産業における經理狀
態から見ますと、本案のごときものが
施行されるようになりまして、貧弱な
経営面においては、その負擔が相當増
加されるのであります。そこで通例各
企業においては、御承知のように、い
わば失業保険制度のようなものを各會
社で取入れて、そうして退職金とか解
雇手当というふうなものを支給してい

るのが多いのであります。それとこの
失業保険とやはりダブらないようにし
て、そうしてこれを救済する方法を當
局は講じていたのだかと思ふのであ
ります。が、本案にそういうことを加え
られるお考えはありませんか。あるい
は取扱ひにおいて別個にされるお考えで
ありますでしょうか、その點を確かめてお
きたいと思ひます。

○米澤國務大臣 お尋ねの點は、官吏
及び官業の従業員に對しては、恩給あ
るいは退職金によつて支拂われる額
が、失業保険の給付によつて受ける額
よりもオーバーしている。それよりも
多い場合においては、これは被保険者
の資格の中、いわゆるこの言つてい
るところの、指定した被保険者の中に
入れないといふことになつてゐるの
で、その點で調整ができる。民間の場
合については局長からお答えをさせま
す。

○上山政府委員 ただいま倉石さんか
らお尋ねの點でござりますが、御承知
のように工場等でもつております退職
金でござりますとか解雇手当等は、通
例の場合といたしまして、勤続年限等
を考へまして、長く勤続した者にはた
くさんやるということが相當多いかと
思つております。ところがこの失業保
險においては、一年間に通算して六箇
月以上という條件に適ひますれば、一
律に同じように失業の場合の保障を受
けるわけでございます。従ひまして失
業保険ができたからといつて、今まで
あるところの退職金、解雇手当が當然
なくなるということには考へられない
と思ふのでございまして、一應は二つ
のものが兩立する。こういう考へ方で
ございます。但し具體的の解雇あるい

は整理等の場合において、どの程度に
退職金、解雇手当を今後きめるのがい
いかというふうな選定にあたりまして
は、こういう失業保険法ができており
ますと、できていると考へるときと
は、おのずから違つ場合もあるかと思
ひのでございまして。法律上といたしま
しては、一應兩者は兩立するものと考
へております。

○倉石委員 政府委員にもう一つお尋
ねたいのであります。が、企業
の方では給與を給付する場合に、扶養家
族をもつてゐる者と、もつておらない
者との間に差異をつけてゐるのであ
ります。が、失業保険の給付に對して
は、扶養家族を有する者と有せざる者
と同額といふことは、不公平のよう
に考へるのであります。いかがであ
りますか。

○上山政府委員 保險の給付額とい
たしましては、標準報酬に比例いたし
まして、普通は第十七條に書いてござ
います。標準報酬の百分の六十を
基礎といたしましてきめることになつ
ております。そのときに特に扶養家
族の多い者と少ない者によつて區別は
しないことになつております。但し標
準報酬自体のきめ方といたしまして
は、單に本俸的なものではございませ
んし、現在こういう工場等でもつてお
ります家族手当も、これは標準報酬
の中に含まれてゐるものであります。
で、その限度におきましては家族數等
も考慮されるということになるかと思
ひます。

○倉石委員 私どもももちろんこの失
業保険法というふうなものはかねて唱
えておつたことであります。結構な
ことであります。國の財政が許すこと

であれば、こういうことはできるだけ
早くやりたい。しかし先ほど申しまし
たように本案のごときは、外國の例を
見ても非常に弊害を起しておるところ
もあつたのでありますから、そういう
點運用の場合において、政府としては
十分御注意を願わなければならぬこと
だと思ふのであります。失業保険をも
らつておつて、やみ商賣に没頭する
というふうな者が必ず出てくるのであ
ります。そういうことを取締る人より
は、それを憎る人の方が知恵が發達し
ておるのでありますから、そういうや
み商賣などをしながら失業手当、失業
保険をもらつておるようなものは必ず
出てくる。そういうことで國家の財政
が加算せられるといふことになるなら
ば、これは非常に悲しむべきことであ
ります。そこで從來いろいろ社會保
障の制度がありますが、政府としては
この保險行政の充實をはかつて、失業
の實體を的確にとらえて、監督上萬端
なきを期せられるように、特に政府
に要望をいたしたのであります。こ
と、先ほど米澤さんの言うように、い
たずらにアイドル・ビートルを出すだ
けであります。よくないと思ふので
あります。政府はそういうことに力を
入れられんことを切望いたしまして、
質問を打ち切ります。

○米澤國務大臣 御希望の點は運用上
において十分注意いたします。ただ失
業保險の給付を受けている者がやみを
行つて、その方でも主として生計費を維
持するといふふうなものがあつた
らうといふことでしたが、これは失業保

險の給付を受ける者は、事前に一週間
のうちたしか二回だつたと思ひます
が、職業安定所に出て行つて登録しな
ければならぬという規定があるので、
そういう規定によつて、そういう弊害
はある程度まで避けられるといふぐあ
いに考へておられます。

○加藤委員長 前田種男君。

○前田委員 安本長官に質問を通告し
ておりますが、後日に譲りまして、勞
働大臣に伺ひたいのですが、第七條
は、恩給あるいは恩給料をもらつた場
合に、その額が超過した場合は給付し
ない、被保険者でなくなるというよう
な項目ですが、もしこれがこのまま適
用されまると、官廳等において十年、
二十年勤めておつた者が、失業保險の
被保険者として掛金を掛けながら、結
局適用が受けられないことになりまし
し、しかも恩給料のごときは勤続年数
が長ければ相當の金額になりますので、
この關係をもつと別途に考へる考
慮が必要ではないかと考へます。恩
給、恩給料と失業保險とを一緒にして
やるというやり方は、全然別に考へる
ように考慮を願ひたいと思ひますので、
この點に對してもつと明確にして
もらひたいと考へます。

次に負擔額の問題でございます。原
案は、政府勞資双方三分とすることに
なつております。政府の方について
は、あとで意見を述べますが、勞資
双方の負擔額については、勞働組合で
も差別あるいは共産黨關係の組合で
は、事業主が全額負擔すべきだ、ある
いは四分六に負擔すべきだといふよう
なまち／＼の意見等もございます。し
かしこの點は明確に、勞資双方の掛金
はともに對等の立場に立つて同額を負

擔すべきであるといふ點を説いておるわけ
です。その理由は、今後の社會保險は、
使用者の恩惠的な給與によつて經濟的
に援助をしてもらうという觀念を一掃
いたしまして、勞働者も使用者も同等
の負擔額を負担するという建前が、今
後の健全なる社會保險發達の原則だろ
うと考へます。また事業主に全額負擔
をさせなければならぬといふ言ひ方
は、勞働組合が十分發達してない
あるいは勞働者自身が勞働組合の訓練
を受けていない場合に、幼稚なものを
取上げまして、勞働組合がいかに事業
者からそういう勞働條件をとつてや
つたといふような一つの餌にするとい
う行き方も見受けられます。結局はそ
の工場における勞働條件全體を總括し
て、勞働條件をどういふようにきめて
いくかといふことになつてまいります
ので、保險金を社會負擔にするとか、
あるいは税金を社會負擔にするといふ
ような工場等がございしますが、こうし
た問題はすべて全體の勞働條件の中に
包含してあるといふことをわれ／＼は
つきりと銘記して、その勞働條件の
一部であるといふことを考へますがゆ
えに、そうした税金とか社會保險の負
担金等は當然同額負擔する、をうして
あくまで全體の勞働條件を高く維持し
つつ高効率をあげるという建前をこつ
ていきたいと考へます。ただし今日の
ような情勢下における政府を含めての
三分といふ按分の負擔額につきまし
ては、社會黨でも論議されましたよ
うに、政府は事務負擔額が別にありま
す、むしろこの際全體の負擔額の上に
おいても政府が四割を負擔して、残り
の六割を二分して勞資双方が負擔す
るという建前をとつたらどうかと私は

考へます。もちろんこれは政府の豫算
に重要な關係がありますので、容易で
ありませんが、この際民間企業その點
につきましても、經濟的に非常な負擔
が加重されている現状でございしますか
ら、社會保險の重要な部分をなすこの
保險においても、政府が相當多くの負
担をもつように努力してもらひたい。
それと併せまして、今朝の新聞によ
りますと、失業保險額が追加豫算の中
から減額されるという記事がありました
が、もしそうしたことになるならば、
せつかく審議してこの失業保險制
度の根本に狂ひが出てくると私は考へ
ますので、この點についてこの際勞働
大臣から明確に御答辯願つておきたい
と考へます。

その次は五十三條の罰則の點でござ
います。このような法規を施行する
にあたりまして、罰則の五十三條は、
これに違反した者は一萬圓以下の罰
金に處するといふだけでございします。も
しこの法律を無視しても、罰則は一萬
圓以下の罰金だけであるといふことに
なりますならば、今日一萬圓ぐらゐの
罰金なら出してもいいという不心得な
事業主も、相當出てきかねるかと思
考へます。そこで、あくまでこの一萬
圓以下の罰金の上に、相當な懲罰を科
すといふ條項にすべきだと私は考へま
す。そういう罰則を設けましても、違反
者をなからしむるということが法の趣
旨であります。政府の處置よろしきを
得ればよいと思ひますが、しかしし
惡質な違反者があつた場合には、罰金
以外に懲罰を科し得る條項に訂正した
らどうかと思ひます。この點も併せて
御答辯を願ひたいと考へます。

○米澤國務大臣 第一の御質問の第七

條の點ですが、大體においてこの査定
は非常にむづかしいのであります。そ
の人が何年何年経つて満期になつて恩
給を受ける資格ができる、あるいは退
職金をもらう資格ができたときに、そ
のもらふ恩給及び退職金が、そのとき
に受けるいづゆる標準報酬日額から算
定して受ける現給額と比較して多いと
きは、被保険者資格を初めからや
らない。従つて保險料を徴収するとい
ふこともないのでありますから、その御
心配は要らないのであります。ただ何
年か先のことを見越してやるというこ
とが非常に困難だと思ひますから、そ
れは政令においてそれを詳しく規定す
る考へております。

第二の點は、負擔の分擔の點にお觸
れになつたのですが、前田さんの御意
見によると、政府が事務官のほかに四割
もつ、こゝういふことですが、これは前
田さんすでに御指摘の通り、國の財政
上からして一應十五億という失業手
當、さらに失業保險については今のと
ころまだはつきりきまりませんが、大
體その程度になるだらうと思ふ。すな
わちある人によつては、なせもつとよ
けい取らぬかといふ意見も出てゐるの
に、現下の國の財政ではその程度きり
できない。従つていづゆる被保險者の
二十分の一が、よくよく保險給付を受
けるというやうな計算をわれ／＼立て
てゐるやうに、非常に嚴重に窮乏な吟
味をしてゐるのは、この國の財政とい
ふ點が非常な考慮になつてゐるのであ
りまして、その際に政府が事務費のほ
かに四割まで保險料をもつといふこと
は、實際上今日の敗戦日本の國の財政
からみて、これはどういふ困難だと思
ひます。またこれは保險の理論から言

いましても、保險者である政府、それ
から被保險者、そしてこれに關連のあ
る經營者、三者がやはり同一にもつと
いうことがきつめて公平じゃないか、
こゝういふ工合に考へております。そ
で御參考までに申し上げますと、健康
保險あるいは厚生年金のごときは、政
府はほとんど事務費だけきりない、残
りを經營者と勞働者がもつ、こゝうい
ふ状態になつてゐるので、それはあまり
に政府の負擔が均衡を失ふといふこ
とでもつて三分の一、そのほかに政府
は事務費をもつ、こゝういふことにした
のであります。この邊が一番公平な考
え方でないかと考へたのであります。
それから本日の毎日新聞の記事は、
まだ私は見ておりませんが、これはち
よつと速記を止めて……

（速記中止）
いまだ閑談なり、その他のわれ／＼の
いづゆる正常な方法によつて得た情報
には、さういふことはございしません。
この點だけはこの際において、全然心
配はないと私は斷言はしませんが、目
下大藏省が折衝中ではございまして、お
そらくさういふことは大藏大臣といえ
ども承知しないだらう、こゝういふ工合
に考へております。

それから五十三條の點でござい
ます。なるほど一萬圓といふものは、今
日の貨幣相場では罰金として安いかも
しれません。しかしこの一萬圓ときめ
た法律が、あるいは通貨が安定し、あ
るいは物價が下つてきた時を考へる
と、私は今日でこそ一萬圓は安けれ
ども、あるいは五年先、十年先にく
と決して安くないと考へてゐるのであ
ります。ただ前田さんのお尋ねは、さ
らに懲罰を加へるということですが、

いまでも懲罰なり、その他のわれ／＼の
いづゆる正常な方法によつて得た情報
には、さういふことはございしません。
この點だけはこの際において、全然心
配はないと私は斷言はしませんが、目
下大藏省が折衝中ではございまして、お
そらくさういふことは大藏大臣といえ
ども承知しないだらう、こゝういふ工合
に考へております。

いまでも懲罰なり、その他のわれ／＼の
いづゆる正常な方法によつて得た情報
には、さういふことはございしません。
この點だけはこの際において、全然心
配はないと私は斷言はしませんが、目
下大藏省が折衝中ではございまして、お
そらくさういふことは大藏大臣といえ
ども承知しないだらう、こゝういふ工合
に考へております。

いまでも懲罰なり、その他のわれ／＼の
いづゆる正常な方法によつて得た情報
には、さういふことはございしません。
この點だけはこの際において、全然心
配はないと私は斷言はしませんが、目
下大藏省が折衝中ではございまして、お
そらくさういふことは大藏大臣といえ
ども承知しないだらう、こゝういふ工合
に考へております。

これはほかの保険立法と比べまして、この法律だけ體刑をつけることはいかがなものかと考へるのであります。ほかの保険法には體刑というものはありません。この點はもし必要ならば、さらに司法當局の出席を求めてお尋ねを願いたいと考へます。

○前田(種)委員 第七條の問題はもつと検討したいと思ひますので、私はあとで意見を申し述べたいと考へます。政府委員の間においても、恩給、退職料とこの失業保険との關係等について、もつと詳細に検討した資料を出していただくようお願いいたします。それから負擔金の問題等につきましては、もちろん政府の苦しい財政の點はよくわかりますが、それ以上に民間事業も苦しい經營の實情にあるということと、なお被保險者であるところの勞働階級も、これまた今日の生活面においては非常に苦しい状態にあるということをよく考へ願つて、さらにこの點についても意見をあとで述べたいと思ひます。さらに今の罰則の問題につきましては、私はこれはぜひ本案審議の過程においてこれを検討してみたいと思ひます。體刑を加えるか、さらに公民権を剝奪するという條項を追加するか、何らかの形にしなければ、もちろん五年、十年先の通貨が安定した場合の一萬圓の價值というものは多くなるとはわかりませんが、もうすぐ十月一日からでも施行しようとしております本法でございますし、ここ二、三年の間におけるところの本法が、いかに施行されるかという點が一番重要でございますので、一萬圓程度の罰金だけでは實際の施行が心配されます。ゆゑにこの點はもつと考へていただきたい

と考へます。

最後に私は勞働大臣に特別にお願いしておきたい點は、本法が施行されますならば、相當の企業が、失業保險ができないというところのために、相當整備をするのじやないかというように考へます。もしこの法律が施行されたために、各工場が全體的に整理をして、失業保險法ができたから、失業手當法が施行されたから、待つてましたというように、どん／＼首切りを始めることになる、この法律が首切りをする法律になつてしまふという危險性が相當あるわけでございます。ゆゑにこれらの施行にあたりましては、そうした工場が整理をするか、あるいは整理をしなければやりきれぬというような場合は、少くとも中央勞働委員會、あるいは地方の勞働委員會に提訴して、その委員會の公正なる判斷によつて、初めてそうしたことが考へられるというやうな嚴重な、そうした觀念をもつやうなやり方をやらなければ、このまま施行したまま放つておきますならば、大變な結果になるという心配がありますので、この點については全委員とともに、この法案をあげるにあたりまして、私は運用上におけるところの強い希望、その他の點について意見を申し上げておきたいと考へますが、この點についての大臣の御意見を承つておきたいと考へます。

○米窪國務大臣 前田さんの最後の御意見は、しごく同感でございます。この點は特に國會が休みになる前に、この法律案を議會へ提出したときに、私が大臣談話として各新聞に發表したその談話の中に、この點を特に力説して、くれぐれもこの失業保險及び失業

手當の兩法案は首切りというものと交換問題とするものじやない、これが首切りを促進するやうな、過つた經營者があるならば、これは嚴重にわれ／＼としては反省を求めざるもつりである。また必要によつては、勞働大臣として適當な處置をとるつもりであるという意味の聲明を、私はその點を考慮して出した。今後この法律をいよいよ實行する場合において、皆さんの御協力を得て適當にその點は處置を講じたいというように考へております。

○加藤委員長 それでは本日はこれをもつて終りますが、散會する前に、この前の委員會で皆さんに御注意申し上げておきましたように、公務員法の決算委員會に付託されて、二十六日に勞働委員會と連合審査をいたしたいというのであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○加藤委員長 もし委員諸君の中で御質疑なり御意見のおありの方は、この合同審査會に臨んで、御意見なり御質問をしていただきたい。御意見がなくとも、できるだけ出席していただきたいと思ひます。

本日はこれにて散會いたします。
午前十一時五十三分散會

昭和二十二年十一月十六日印刷

昭和二十二年十一月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局